

教育福祉委員会所管事務調査資料

令和3年6月16日 福祉部福祉課

1 長久手市社会福祉協議会の生活困窮者支援

(1) 生活福祉資金（特例貸付）の利用状況について（令和3年4月30日現在）

ア 特例貸付概要

緊急小口資金：当座の生活のための緊急的、一時的な生活費が必要な世帯へ最大20万円の融資

総合支援資金：生活再建までの一定期間（原則3カ月、最長9カ月まで延長可能）生活費の必要な世帯への最大20万円/月の融資

《相談件数》 1, 449件

《緊急小口資金》 累計352件 6, 465万円

《総合支援資金》 累計187件 8, 296万3千円

イ 変遷

第1期 令和2年3月25日～令和2年7月31日

- ・4月30日：東海労働金庫での緊急小口資金申請受付開始（令和2年9月30日終了）
外国籍者への対応緩和（在留資格要件の撤廃）
- ・5月15日：総合支援資金・緊急小口資金要件緩和
- ・5月28日：郵便局での緊急小口資金受付開始（令和2年9月30日終了）
- ・6月17日：実施期間延長決定（令和2年9月30日まで）

第2期 令和2年8月1日～令和2年9月30日

- ・8月4日：総合支援資金延長貸付開始
- ・9月16日：実施期間延長決定（令和2年12月31日まで）

第3期 令和2年10月1日～令和2年12月31日

- ・12月15日：実施期間延長決定（令和3年3月31日まで）

第4期 令和3年1月1日～令和3年3月31日

- ・1月8日：令和4年3月末以前に償還開始予定の貸付について据置開始を令和4年3月末まで延長
- ・2月12日：総合支援資金取扱い変更
（収支差額による申請基準額の廃止、申請者の希望額による申請に変更）
※愛知県社会福祉協議会の独自取扱いの変更
- ・2月19日：総合支援資金再貸付開始
- ・3月15日：総合支援資金減額者・不承認者対象の追加貸付開始（愛知県独自制度）
- ・3月16日：実施期間延長決定（令和3年6月30日まで）
緊急小口資金等の特例貸付の償還免除の取扱い発出

第5期 令和3年4月1日～令和3年6月30日

- ・ 5月28日：実施期間延長決定（令和3年8月31日まで）

※総合支援資金延長貸付申請については6月30日で終了

第6期 令和3年7月1日～令和3年8月31日

ウ 生活福祉資金（特例貸付）の利用者への相談支援等

- ① 貸付の相談と合わせて、生活困窮者自立支援事業にもつなぎを行い、住居確保給付金、就労支援などを案内。
- ② 外国の方など日本語が困難な方については、多くの場合、日本語のできる友人等と一緒に来所されるが、そうでない場合は、外国語のできる職員が対応または翻訳アプリなどにより対応。
- ③ 貸付が決定した後も、制度が変わったときや期間の延長時、貸付の終了時などに案内と合わせて、状況の確認を実施。

エ 貸付の償還について

別添参照

(2) 生活困窮者の相談支援の状況について

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計	
新規相談受付件数	令和2年度	36	24	12	15	24	16	22	23	28	9	25	49	283	
	令和元年度	4	10	8	8	11	5	4	10	6	6	7	12	91	
法に基づく事業等利用	住居確保給付金	令和2年度	3	0	1	8	8	2	0	0	2	5	3	5	37
		令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	一時生活支援事業	令和2年度	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	3
		令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家計改善支援事業	令和2年度	0	0	2	1	0	0	2	0	1	0	0	2	8
		令和元年度	0	3	2	1	0	1	1	1	0	0	2	0	11
	自立相談支援事業による就労支援	令和2年度	3	0	3	8	10	3	2	4	4	5	6	9	57
		令和元年度	1	2	3	1	1	0	1	2	2	2	1	1	17
その他	生活保護受給者等	令和2年度	2	0	1	0	2	1	1	3	1	1	3	6	21
	就労自立促進事業	令和元年度	1	2	2	1	1	0	0	2	1	2	1	0	13

ア 相談者の状況

- ・ 本人または家族からの相談の割合 …約 16%
- ・ 関係機関からつながった割合 …約 63%
- ・ 市役所からつながった割合 …約 5%
- ・ 外国人の割合 …約 9%

イ 相談内容の状況

- ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による収入の減少に関する相談が半数以上となっており、貸付制度や住居確保給付金の利用と連携した支援を実施。

ウ 食料支援

① 一人暮らし学生等対象食支援事業（長久手市社会福祉協議会）

実施期間：10月15日～12月1日、1月6日～1月31日、2月1日～2月28日

配布者数：339人

② 食の支援（長久手市役所）

実施期間：1月28日～2月28日

配布者数：123人（164食）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である 緊急小口資金等の特例貸付の償還免除のご案内

緊急小口資金等の特例貸付における償還免除については、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する」こととしていましたが、その具体的な取扱いを決定しました。

償還免除のポイント

- ✓ 償還免除は、資金種類ごとに一括して行います。
具体的には、①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- ✓ 借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象とします。
そのほかの世帯員の課税状況は問いません。
- ✓ 判定時期と判定対象となる課税要件は、資金種類により異なります。
具体的には、下記の図をご覧ください。

判定時期と判定対象となる課税要件

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)
緊急小口資金		20万円		
総合支援資金	初回貸付分	45万円 (単身世帯) 60万円 (2人以上世帯)		
	延長貸付分		45万円 60万円	※
総合支援資金 再貸付			(据置期間延長)	45万円 60万円 ※

一括免除

一括免除

一括免除

判定対象となる
課税要件

償還前年度又は
償還初年度が
非課税

償還2年度目が
非課税

償還3年度目が
非課税

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップします。

特例貸付の償還免除に関する Q & A

Q1 償還免除を受けるための手続きはどのようにすればよいですか。

A1 償還免除は、社会福祉協議会へ申請していただきますが、具体的な時期や書類は、厚生労働省において検討中です。

Q2 住民税が非課税であるかどうかはどこで確認できますか。

A2 お住まいの市町村で非課税証明書をとっていただくことで確認ができます。なお、令和3年度の課税情報が取得できる時期は、一般的に6月以降ですが、市町村へご確認ください。

Q3 なぜ全額が一括で免除ではないのですか。

A3 特例貸付は、貸付の実施方法において、緊急小口資金、総合支援資金の初回貸付、延長貸付、再貸付を単位として貸付期間の設定や資金交付を行っていることから、償還免除の判定方法についても、貸付する際の資金交付額や順序を踏まえ、各々一括免除を行うこととしました。償還になった場合の借受人の方の返済額や時期にも配慮しています。

Q4 住民税非課税の範囲内に住民税の所得割のみ非課税の者は含まれますか。

A4 含まれません。

【お問合せ先】 個人向け緊急小口資金・総合支援資金コールセンター
電話 0120-46-1999